

基山中学校いじめ防止基本方針

I はじめに

「いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの生徒もいじめの被害者にも加害者にもなりうる。」

この基本的な考えを基に、生徒の尊厳を守り、いじめに向かわせないために、教職員が日頃から些細な兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的にいじめに対応していく。また、いじめの防止などの対策は、学校、家庭、地域住民その他の関係機関の連携の下に進めていかなければならない。

また、学校は生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場なくてはならない。そこで、生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進めなければならない。

このことを念頭におき、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）第12条の規定及び国の「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学大臣決定）、「佐賀県いじめ防止基本方針」（平成26年9月）及び「基山町いじめ防止基本方針」（平成26年）に基づき、下記に本校の基本方針を示し、いじめのない学校の実現をめざして学校経営を進めていきたいと考える。

II いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。例を挙げると以下のとおりである。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる。
- ・体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせたり、させられたりする。
- ・パソコン携帯電話・スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。など

ただ、一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた生徒の立場に立つ。また、いじめは様々な表れがあるので、いじめであるかを判断する際は、その生徒や周囲の状況をしっかり把握確認する。その際、少しでも違和感や疑問を感じたら、個で判断せず、複数の目で確認する。

Ⅲ 具体策

1 未然防止

(1) いじめについての共通理解

- ・いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知し、平素から教職員全員の共通理解を図る。
- ・生徒に対して、全校集会や学年・学級などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許さない。」という雰囲気学校全体で醸成していく。

(2) 授業

- ・すべての生徒が参加し、活躍できる「わかる授業」を目指す。（学び合い、めあての提示、課題の提示、振り返り、TT・少人数授業など）

※ 人権教育3校共通基本事項

- ・授業を担当する教員同士が授業公開し合い、互いに参観し合う機会を設ける。
- ・全校で学習規律の徹底を図る。
- ・道徳や学活、総合的な学習の時間などでの指導において、思いやり、正義感、コミュニケーション能力、社会性や自尊感情、達成感、自己有用感の育成指導を行う。

(3) 学級づくり、生徒会、行事

- ・集団生活のルールを徹底する。（スミソアジを基本に）
- ・互いに違うことを認め合い、互いのよさを尊重し合う集団づくりを行う。
- ・生徒が主体的に参画・活躍する係活動や、行事への取組を工夫する。その際、生徒会との連携を常に意識して取り組むようにする。

※ 上記3項目は、人権教育3校共通基本事項

- ・授業や総合的な学習の時間や行事等に、地域の人材を活用したり、体験的、奉仕的か活動を多く取り込んだりすることで、生徒の社会性や自己有用感を高める。
- ・読書や文化スポーツ活動を通して、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- ・生徒自身がいじめについて主体的に考え、いじめ防止につながる取組を進める。

（人権週間6月・12月、いじめ撲滅宣言、人権コンサート、平和集会、あいさつ運動など）

(4) 保護者や地域への啓発

- ・家庭においては、生徒との関わりや対話を大切にし、生徒が安心感や信頼感で満たされるように働きかけていく。
- ・地域は、規範意識や人権感覚を育て、生かす場であることを念頭に、協力依頼を随時行う。
- ・基本方針についての理解や協力を得るために、保護者や地域の方々が参加する会合で説明し、協力を願う。
- ・保護者地域に対して、生徒の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校へ相談するように、学校だよりや会合等で啓発する。

2 早期発見

(1) 生徒の実態把握

- ・毎週的生活アンケート調査や年2回の教育相談週間及び年2回のいじめ体罰アンケートの実施により、いじめの実態把握を行う。
- ・休み時間や放課後等の雑談の中で、生徒の様子に目を配ったり、学活ノートなどを活用し、交友関係の悩みを把握したりする。
- ・昼休みの巡回や教室待機などの指導を活用し、交友関係などの把握を行う。
- ・授業や学級などで、グループなどでの人間関係の変化や、発言時の周囲の雰囲気などに留意し、気になることがあれば、見過ごさずに声かけや担任・主任に報告する。
- ・上記の方法で集まったいじめに関する情報について、いじめ対策委員会で把握し、生徒指導協議会において教職員全体でも共有する。

(2) 相談体制の整備

- ・生徒や保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
(生徒) 担任、学年主任、養護教諭、SC
(保護者) 担任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭、SC、SSW、管理職

3 いじめに対する措置

※ 発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、学年主任や生徒指導主事に報告・連絡・相談をして、速やかにいじめ対策委員会を開催し、組織的に対応する。

※ 被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒を指導する。(謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、その後の社会性の向上など、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。)

- (1) いじめの相談を受けたり、生徒がいじめを受けていると思われたりするときは、早期に事実の確認を行うとともに、いじめが確認された場合は、町教育委員会に報告をする。
- (2) いじめが確認された場合は、いじめをやめさせ、再発防止のため、組織を活用し、必要に応じてSCやSSWなどの専門家の協力を得て、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援、いじめを行った生徒とその保護者に対する指導、助言を継続的に行う。
- (3) 必要に応じて、いじめを行った生徒を、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所での学習を行わせるなど、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるように処置をする。
- (4) いじめを受けた生徒の保護者といじめを行った生徒の保護者との間で争いが起こらないように、保護者と情報を共有するなど、必要な措置をとる。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきであると認められたときは、警察に相談し、連携して対応する。また、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに警察に通報するなど迅速な措置を行う。

《重大事態への対処》

(1) 重大事態のケース

- ① いじめにより生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・生徒が自殺を企画した場合・精神性の疾患を発症した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合・金銭を奪い取られた場合など
- ② 欠席の原因がいじめであると思われ、生徒が相当の期間欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で生徒が一定期間連続して欠席しているとき。
- ③ 生徒や保護者から、いじめられていて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

(2) 重大事態についての調査

- ① 重大事態が発生した場合は、町教育委員会に報告し、町教育委員会の指示に従い調査を行う。
- ② 調査組織が町教育委員会の場合は、全面協力し、学校の場合は町教育委員会指導のもと、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行う。
- ③ 調査結果は、町教育委員会が町長へ報告するとともに、町教育委員会または学校が、調査結果をもとに重大事態の事実関係などの情報を、いじめを受けた生徒及び保護者に提供する。

(3) 各対応

- ① 生徒対応（担当：生徒指導主事）
 - ・臨時全校集会・学年集会などの開催
- ② 保護者対応（担当：教頭、主幹教諭）
 - ・臨時保護者会の開催
 - ・PTA役員会の開催
- ③ 教育委員会連携（担当：校長、教頭）
- ④ 報道関係対応（担当：校長）
- ⑤ 警察関係（担当：教頭）

IV いじめ防止等のための組織

1 いじめ対策委員会（生徒指導部会）

- (1) 期日
 - ・定例 毎週水曜日 8：40～9：30
 - ・随時 いじめ発生・いじめ把握時
- (2) 委員
 - ・校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、養護教諭、SS
- (3) 内容
 - ・いじめ防止計画、未然防止、早期発見

2 いじめ対策拡大委員会

- (1) 期日
 - ・いじめ重大事態発生時など随時
- (2) 委員
 - ・いじめ対策委員及び学年主任、学級担任、SC、SSW、校長が必要と指名した者
- (3) 内容
 - ・発生時対応、重大事態対処